

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年11月15日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2200911号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300111号

第1 結論

請求期間①及び②について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 男(子)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和26年6月28日から昭和27年10月1日まで
② 昭和30年10月31日から昭和41年12月22日まで
母(訂正請求記録の対象者)がA社に勤務していた請求期間に係る厚生年金保険の記録がないので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、今回の訂正請求を行う以前にA社における、昭和21年7月3日から昭和27年10月1日までの期間及び昭和30年10月31日から昭和35年10月1日までの期間に係る訂正請求を行っており、当該訂正請求については、i) 同社の現在の事業主に対する文書照会等による調査結果及び同社の同僚に対して行った文書照会等による調査(以下「前回調査」という。)の結果により、訂正請求記録の対象者が昭和30年10月31日から昭和35年10月1日までの一部期間において同社に勤務していたこととはうかがえるものの、当該期間は同社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和40年2月1日より前の期間であること、ii) 同社の会社成立当時(昭和26年6月28日)の代表取締役は既に亡くなっているため訂正請求記録の対象者の勤務実態について確認することはできないこと、iii) 同社の現在の事業主は請求期間当時の賃金台帳等の資料を保有していないこと、iv) 請求者も給与明細書等を保有していないことから、令和4年2月10日付けで、年金記録の訂正をしない旨の関東信越厚生局長の決定が通知されている。

これに対し、請求者は、請求期間を昭和 26 年 6 月 28 日から昭和 27 年 10 月 1 日までの期間及び昭和 30 年 10 月 31 日から昭和 41 年 12 月 22 日までの期間として訂正請求を行っているものである。

しかしながら、前回調査の結果から、請求期間②の一部期間において、訂正請求記録の対象者が A 社に勤務していたことはうかがえることから、現在の事業主に対し改めて文書照会等による調査を行ったが、請求期間当時の従業員の在籍等を確認できる資料を保有しておらず、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料控除について確認することはできない。

また、前回調査の際に回答の得られなかった同僚 4 人に対し改めて文書照会による調査を行ったが回答はなく、A 社が厚生年金保険の適用事業所となる昭和 40 年 2 月 1 日より後に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚 3 人に対し文書照会による調査を行ったが、回答のあった同僚二人からは訂正請求記録の対象者を知らない旨の回答があった。

さらに、A 社に係る厚生年金保険被保険者原票において、同社が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 40 年 2 月 1 日以降に厚生年金保険の被保険者資格を取得した被保険者の整理番号 1 番から最終払出整理番号までに欠番はなく、被保険者氏名を確認したものの、訂正請求記録の対象者の氏名はない。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 2300030 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 2300112 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社 (後に、B 社) における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 20 年 6 月 30 日から同年 7 月 1 日まで

A 社から C 社に継続して勤務したが、請求期間の厚生年金保険の被保険者記録がない。A 社から交付された平成 20 年 7 月分の給料明細書において、平成 20 年 6 月分の厚生年金保険料を給与から控除されているので、請求期間を同社に係る厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、A 社から交付された平成 20 年 7 月分の給料明細書において、平成 20 年 6 月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることから、請求期間を同社に係る厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい旨主張している。

しかしながら、雇用保険の加入記録によると、A 社における請求者の離職年月日は平成 20 年 6 月 29 日であり、オンライン記録により確認できる請求者の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日 (平成 20 年 6 月 30 日) と符合している。

また、A 社は、同社に係る商業登記簿謄本によると、平成 20 年 6 月 30 日に B 社 (平成 21 年 8 月 19 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなった後、平成 27 年 10 月 * 日に破産手続終結となり、平成 27 年 10 月 * 日に閉鎖登記されている。) に商号変更すると同時に B 社と C 社に分割されており、A 社の破産申立代理人は、平成 20 年 6 月 30 日に同社から C 社に労働契約を含む事業を承継した旨回答している。

さらに、B 社の破産管財人から提出された A 社の事業主が作成した分割計画書の別紙「承継権利義務目録」には、A 社から C 社に承継する契約関係の中に、同社への入社を希望する者の労働契約が含まれていることが確認でき、請求者から提出された「新会社への入社申込書」により、請求者と A 社が締結している労働契約を、平成 20 年 6 月 30 日付で、C 社が承継することを承諾する請求者の署名 (平成 20 年 6 月 27 日付) を確認することができる。

加えて、オンライン記録によると、A社の元代表取締役2名のうち1名は既に亡くなっており、ほか1名は、請求者に係る資料を保有していない旨回答していることから、請求者の請求期間における勤務を確認することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者がA社の事業主により平成20年7月分の給与から控除された厚生年金保険料については、請求者の同社における請求期間（平成20年6月分）に係る厚生年金保険被保険者として控除されたものと認めることはできない。

なお、上述の破産申立代理人の回答、破産管財人及び請求者から提出された資料により、請求期間においては、C社に勤務していたと認められるものの、請求者から提出された同社に係る平成20年7月分給料明細書において、当該期間（平成20年6月分）の厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第2300175号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第2300110号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成6年1月から平成18年2月1日まで

平成元年にA社を設立して代表取締役就任した。当初の従業員は5人未満であったところ、平成6年1月頃に10人程度になったため、厚生年金保険に加入するための手続を行ったが、請求期間に係る厚生年金保険の記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社の商業登記簿謄本等により、請求者は、請求期間において同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録、適用事業所名簿及び年金事務所から提出された健康保険厚生年金保険新規適用届により、A社は、請求期間終期と同日の平成18年2月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となったことが確認できる。

また、適用事業所検索システムにおいて、A社が請求期間に厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できず、社会保険オンラインシステムによる氏名検索を行ったものの、請求者が当該期間に厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

さらに、請求者は、平成6年1月にA社を厚生年金保険の適用事業所とする届出を行った際、請求者のほかに厚生年金保険被保険者資格を取得させたとする4人(請求者の妻を含む。)の名前を挙げているところ、オンライン記録によると、当該4人の中に請求期間において、同社における厚生年金保険の被保険者記録を有する者は確認できない。

加えて、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成18年2月1日に、厚生年金保険被保険者資格を取得した従業員に文書照会を行い、複数の者から回答を得られたところ、その全員が、同社入社時から平成18年2月1日までの期間は、国民年金に加入していた旨回答又は陳述しており、オンライン記録により、当該回答者のうち、複数の者が当該期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、上記回答者の一人から提出された給与明細書及び当該者の陳述により、A社における給与からの厚生年金保険料の控除は当月控除であったことがうかがえるところ、当該給与明細書により、給与からの厚生年金保険料の控除が開始されたのは、平成18年2月支払分の給与からであることが確認できる。

さらに、請求者は、A社の厚生年金保険被保険者に係る保険料について、口座振替により納付しており、納付書により納付した記憶はない旨陳述しているところ、同社が請求期間に取引していた金融機関から提出された同社の口座に関する取引記録によると、社会保険料の振替の記録は平成18年3月31日（平成18年2月分）以降であることが確認できる。

加えて、請求者がA社の新規適用手続を依頼したとする社会保険労務士の連絡先は不明であり、請求期間において同社の税務顧問を行っていた税理士は、同社に関する帳簿及び貸金台帳等の資料を保存しておらず、請求者も社会保険手続及び自身の報酬額を確認できる資料を保有していないことから、請求者の当該期間に係る届出及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、請求者の請求期間における住所地の市役所は、請求者は、当該期間において国民健康保険に加入していた旨回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。